

平成 25 年 12 月 24 日

小牧市都市計画審議会
第 2 回 議 事 録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

1 平成 25 年 12 月 24 日 平成 25 年度第 2 回小牧市都市計画審議会が小牧市役所東庁舎大会議室に招集された。

2 出席委員は、次のとおりである。

山 本 典 男	山 下 智 也	鈴 木 義 久
白 鳥 洋 子	大 塚 俊 幸	伊 藤 宏 行
小 川 真由美	澤 田 勝 已	伊 藤 茂
安 江 美代子	落 合 勝 之	稲 垣 孝 子
山 下 正 幸		

(水 野 正 樹 代理)

3 欠席委員は、次のとおりである。

長 田 宏

4 会議事件は、次のとおりである。

1 議事録署名者の選任

2 議案審議

 諮問第 1 号 尾張都市計画道路の変更について

 諮問第 2 号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について

5 会議の傍聴人

な し

6 議案の説明者は、次のとおりである。

都市政策課

(午後 2 時 00 分開会)

事務局

本日は、お忙しいところご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは平成 25 年度第 2 回小牧市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日、長田宏委員におかれましては所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、本日の出席委員は 13 名であります。従いまして、委員総数 14 名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第 6 条第 1 項により本日の会議は公開とさせていただきます。なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長の江口より挨拶を申し上げます。

都市建設部長

皆様、ご苦労様でございます。都市建設部長の江口でございます。

本日は、公私ともども忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日ご審議いただきます議案であります。愛知県が定めます都市計画について、愛知県より本市に対しまして意見照会があり、尾張都市計画道路の変更及び尾張都市計画都市高速鉄道の変更の 2 件を当審議会に諮問させていただき、愛知県に対して回答をする案件となっております。

どうか、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、大塚会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

会長

年末の大変忙しい中、あと一週間であれもこれもやらなければいけないということで、皆さんも他のことで頭がいっぱいかもしれませんが、しばらく小牧市の都市計画のことについて審議をする時間をとっていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

続きまして、議事に先立ち委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。小牧市議会議長の交代に伴いまして、新たに伊藤宏行委員が就任されました。今後ともよろしくお願い申し上げます。なお、委員の皆様のお手元には、審議会委員

及び事務局の名簿を配布させていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。

それでは、議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、お手元の議事日程に従いまして進めさせていただきます。まず日程第 1 議事録署名者の選任を議題といたします。小牧市都市計画審議会運営規程第 8 条により、会長において 2 名を指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、山下智也委員、鈴木義久委員をお願いいたします。

続きまして、日程第 2 議案審議に入ります。諮問第 1 号及び第 2 号については、関連議案となりますので、諮問第 1 号尾張都市計画道路の変更及び諮問第 2 号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について、併せて事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案のご説明を始めます前に、今回の案件の経緯をご説明させていただきます。

まず、本諮問第 1 号及び第 2 号に係る都市計画につきましては、愛知県が決定する計画であります。都市計画法第 18 条第 1 項において「都道府県は、関係市町村に意見を聴く」との規定がされていることに伴い、愛知県が定める都市計画につきまして、県から本市に対し意見照会がなされ、本審議会の諮問を経た上で、県に対して回答をしようとするものであります。回答後のスケジュールにつきましては、平成 26 年 2 月に開催予定の愛知県都市計画審議会に諮問されまして、3 月下旬には告示となる見込みであります。

続きまして、今回、愛知県から意見照会がなされております案件の概要について説明をさせていただきます。新交通システム桃花台線につきましては、昭和 55 年 7 月 9 日に愛知県告示第 728 号にて都市計画決定がなされ、平成 3 年 3 月 25 日に開業をいたしました。しかしながら、利用者数が低迷し、将来的に大幅な利用者数の増加が見込めないことなどから、存続を断念せざるを得なくなりまして、平成 18 年 10 月 1 日に廃線となったものでございます。

その後、新交通システムを含めたインフラの利活用の検討が行われ、本年 7 月 7 日に愛知県主催による説明会が開催されました。利活用方針といたしましては、新交通システムとして利用しない旨の説明が示され、併せて関係する都市計画を廃止しようとする説明があったところでございます。なお、今後のスケジュールや具体的な事業の計画につきましては、今後検討が行われるとのことでございます。

それでは、諮問第 1 号及び第 2 号につきまして、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

まず始めに、今回の案件の第 1 号と第 2 号の違いでございますけれども、都市計画道路及び都市高速鉄道の位置づけについて説明をさせていただきたいと思います。恐

れ入りますが、資料の5ページをお願いいたします。参考図①の左側の断面図をご覧くださいと思います。諮問第1号の都市計画道路9・7・1号桃花台線につきましては、橋脚や桁などのインフラ部を特殊街路として位置づけております。なお、特殊街路と位置づけるものとしたしましては、この他に、自転車専用道路、都市モノレール専用道、路面電车道などの種類がありまして、自動車以外の交通の用に供することを目的とした道路であります。

次に、諮問第2号の都市高速鉄道新交通システム桃花台線につきましては、線路、駅、車両基地などの鉄道システム全般について、位置づけた部分のことであります。このように、都市計画につきまして、重ね合わせて決定されているものでありまして、変更という言い方をしておりますが、今回はそれぞれ廃止しようとするものであります。このような構造で都市計画決定がなされていることを踏まえていただいた上で、恐れ入りますが、資料の1ページをお願いいたします。諮問第1号尾張都市計画道路の変更、都市計画道路中9・7・1号桃花台線を廃止するものであります。その理由といたしましては、新交通システムの必要性がなくなったことに伴うものであります。

続きまして、2ページをお願いいたします。尾張都市計画都市高速鉄道の変更であります。都市計画都市高速鉄道中新交通システム桃花台線を廃止するものであります。その理由につきましては、都市計画道路と同様に、新交通システムの必要性がなくなったことに伴うものであります。

次に、3ページをお願いいたします。参考といたしまして、都市計画道路、都市高速鉄道の位置、延長等について記載いたしております。まず、都市計画道路9・7・1号桃花台線につきましては、起点であります中央一丁目から終点であります城山三丁目までの延長、約7,660m、幅員7.6mであります。次に、新交通システム桃花台線につきましては、起点であります中央一丁目から終点であります城山三丁目までの延長、約7,660m、施設といたしましては、7つの駅と車両基地、約33,800平方メートルであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。総括図と記載しておりますが、位置図とご認識くださるようお願いいたします。廃止箇所につきまして、黄色の着色にてお示したものでございます。

5ページをお願いいたします。参考図①であります。起点であります小牧駅周辺の拡大図であります。

6ページをお願いいたします。参考図②であります。終点であります桃花台東駅周辺の拡大図であります。

なお、本案件につきまして、平成25年11月5日から11月19日までの間、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を実施しましたところ、期間内の縦覧者は2名であり、意見書の提出はありませんでした。また、本案件に係る箇所につきまして、今後、新たな都市計画決定が必要となる場合につきましては、別途改めて本審議会において審議をお願いすることとなりますので、本日につきましては、都市計画決定の廃止について、ご審議をお願いするものであります。

以上、諮問第1号及び第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

今回、諮問第1号、第2号ということで都市計画道路とその上部を利用している都市高速鉄道の二つの廃止手続きを行うということですが、ご質問、ご意見等ございましたら挙手でお願いいたします。

委員

廃止することについては既存の話で決まってきたことですので、特にありません。ただし、小牧から桃花台までの間で家屋が集団で移転している地区は、小牧の上末以外にはない。桃花台の中は新住宅市街地開発事業でつくっていますので、用地は出さなくてもあった。それと駅東の区画整理をやった部分も155号まで用地がありましたので、特にそれで犠牲になっているところはないわけです。東田中の辺と小牧原の辺は、大照寺が少しかかったくらいで後はどこもかかっていない。上末で5、6軒、選果場の向こうへ出られているわけですが、元の部落に住んでいたいという思いから、今でも葬式組の付き合いとか色んな付き合いは、従来の部落で付き合い、向こうでも付き合いしていると。変な話ですけど、亡くなったときは従来の部落の人に送ってほしいというような形で。大きい事業には、沿道住民の色んな犠牲があって成り立っているんです。なので、そういうものをまた方法を変えて失敗されたらたまりませんので、特に県の人にもみえるようですので、新たな計画や、よその都市計画事業を始め、大きい事業で用地の絡むものは、特に沿道関係者に対する配慮をしてもらいたい。開業できた期間より、つくるまでの期間の方がすごく長かったんです。そういう状況でやっと出来たと思ったら急に潰れてしまって、また後になってやったことが失敗をしてしまったらいけないので、特に色んな配慮をして欲しいという要望です。

議長

都市計画というのはやはり長い目でみて、それにあつた形で実際に計画をするんだけど、時代とともにやはり見直す必要が出てきます。そう簡単にコロコロ変わってしまったら地域の人達、住民の人達の犠牲の上に成り立っている部分があるので、今後、都市計画を考えていくにあたっては長期的な視点を見据えた上でしっかりやっついていかないといけないということですよね。だから我々もそういう意味では、そういった点もしっかりと審議会で審議していかないといけない。今の委員の発言は都市計画審議会としても心して取り組まなければいけないと受け止めることもできると思います。

他にいかがでしょうか。

委員

新交通の利活用の検討委員会が愛知県でありまして、新交通は廃止する。ただし、その利活用については国道 155 号の上を小型車専用道にするという話もあったんですが、今回この諮問で全てを廃止するということになると専用道とかそういう考え方も今まで聞いたこともあります、それも一緒に廃止になってしまうということでしょうか。

事務局

今年の 7 月 7 日に愛知県主催の説明会がありました。その時の方針といたしましては、国道 155 号の上の部分につきましては小型車用道路としての利活用を検討していくというもので、それ以外の部分については取り壊すというような方針が示されたということでもあります。

小型車用道路の部分につきましては、愛知県を中心として検討がなされている最中でありまして、仮にそれが実施することになった場合には、新たな都市計画として決定する必要性が生じる可能性は十分にありますが、今現在は、いったん新交通システムを廃止した上で、改めて都市計画決定が必要なのかどうかということも含めて愛知県で検討がなされるという状況であるということでもあります。

委員

今の説明ですと、道路としては県道といえど、道路構造物も廃止するということは、ここに諮問した上で決定されるということですので、愛知県の利活用検討で小型車専用道は無理だということになると必然的にこの諮問が活きて、道路とかそういうものを廃止されるという手続きですか。

事務局

今回の都市計画としての廃止の有無を別として、撤去は可能になっております。ただし、その後で何か利活用しようとしたときに、今、決定されている都市計画が支障となってできない状況が出てくる可能性は生じます。そういうことも含めまして、今現在、廃止をすることと、今残っているものを撤去することは基本的には別問題であるというご認識をいただければと思います。

議長

基本的に新交通システム桃花台線が廃止されたことに伴って、それに付随するもの、都市計画として決定している部分を手続きとして廃止するということだと思います。他にいかがでしょうか。

委員

関連してなんですけど、小牧駅の周辺や桃花台にもあるかわからないですが、自転

車置き場があると思います。今回、廃止をされても自転車置き場は引き続き同様に利用していくということによろしいでしょうか。

事務局

自転車置き場につきましては廃止する都市計画に含まれる施設ではございませんので、引き続き継続して利用が可能となります。

議長

他にいかがでしょうか。

委員

今後、利活用を愛知県で検討していくということですが、大まかな期間やスケジュール等がある程度明確化されているのかというのが一点です。あと小牧市としてどのようなビジョンを抱いているのかございましたらお聞かせいただきたいと思います。もう一点、小型車用道路として活用することの現時点でわかっている期待だったり若しくは問題点だったり、そういったものがございましたら是非とも知りたいと思います。

事務局

まずスケジュールについてでございますけれども、具体的にいつ頃にどのようなスケジュールというようなものは、まだ愛知県から示されておりません。

それから、小牧市としてのビジョンについてでございますけれども、小牧駅の周辺につきましては、小牧駅のすぐ隣の場所ということで小牧の顔となるところでございますので、来年度以降できるだけ早い時期に小牧市としてはこういう使い方をしていきたいというものを取りまとめしていきたいと考えており、そのことを愛知県に伝えていきたいと考えております。それ以外の部分につきましては、特に小牧市で今現在ビジョンは持ちあわせておりませんが、一点、桃花台の中にあります車両基地跡地がありまして、その部分の利活用につきましては愛知県と小牧市とで引き続き検討を進めて具体的な利活用をお示ししていきたいと考えているところであります。

続きまして、小型車用道路の実施にあたっての問題点でありますけれども、現在、愛知県からお聞きしておりますのは小型車用道路ということでございますので、例えば小型車以外の車両の進入を防ぐような規制方法をどうしたらいいのかという点、それから高架上につきましては対面通行になりますので、正面衝突等の恐れがありますことから安全対策をどうしていくのか、万が一の事態を想定したときに緊急車両などについてはどのように現場到着を図ったらいいのか。それから地上部、平面部に降ろすにはある程度のスロープが必要になってまいりますけれども、その辺りのアプローチの方法や交差点部への影響につきまして愛知県公安委員会ですとか、また、交差するところが例えば名古屋鉄道ですとかありますので、その協議・調整などの問題点が

あるとお聞きしているところであります。

委員

小型車道の定義を教えてください。どこまでが含まれるのか。

事務局

小型車用道路の定義ということでございますが、まだこれは決定していない事項であるということで挙げさせていただきますけれども、現在のところ一台5トンまでの小型自動車という状況の検討がなされているということでございます。まだ小型車用道路についての国内の事例がないということであって、整理すべき課題は多いという状況であります。現時点では一台5トンまでの自動車という定義でお聞きしております。

委員

新交通があるばかりに、駅前の施設が非常に複雑になっている。新交通が二階にできて平面に駅広、地下に名犬線と名鉄が並んでいる。しかも駅ビルが建っていて、これだけ複雑な構造体があるのは、この周辺でも珍しい。普通は鉄道があって、地下の通路があるくらいで、とにかく小牧駅はとても複雑にできている。鉄道と名犬線が並んで、しかも駅の地下に駐車場ができています。どの時代の耐震構造でつくっているのかわかりませんが、総合的に検討してみないといけない。新交通をもってくるために掘割ができて、とにかく新交通があったばかりに非常に複雑にできている。今後、色んなものをなぶっていく上で、駅の耐震性とか構造体とか総合的にチェックする必要があるのではないかと思います。色々な検討をした結果、一番ベターな方法で出来ていると思うが、それがもうずっと昔の話で、みんな忘れてしまっていると思いますので、今後、計画の段階でチェックし直す必要があるのではないかと思います。

議長

今の発言はご意見ということでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

他にいかがでしょうか。

委員

このことは十分承知しておりますが、商工会議所の立場で色々な意見が出ておりま

す。決定権は愛知県にあるということでございますけれども、当事者としては小牧ですよね。小牧としてのスタンス、愛知県に対する明確な要望はどうなっていますか。廃止という話ですけど、今ひとつよくわからなかったものでお聞きしたい。

議長

他の委員からの質問でもあったと思いますが、再度簡潔にお願いします。

事務局

小牧市としてのスタンスというお尋ねであります。小牧市といたしましては所有者が愛知県であるということは如何ともし難いことでありまして、小牧市の予算で何かしようとしても、それは愛知県の許可がいる形になります。そういうことを踏まえた上で、小牧市としては、やはり当事者ですから、できるだけ早い時期に市民に喜んでいただけるような使い方をしていきたいということは常に念頭に置いて検討に参加をさせていただいているところであります。

議長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。関連してかなり皆さんの方から関心があるということでご質問いただきましたけれども、今回の審議会では、都市計画決定されている道路と高速鉄道の部分の廃止手続きに対して愛知県から意見を求められているので、それに対して同意するかしないかということをお場で採決に入りたいと思います。

それでは諮問第1号の尾張都市計画道路の変更及び諮問第2号の尾張都市計画都市高速鉄道の変更について原案のとおり同意することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号の尾張都市計画道路の変更及び諮問第2号の尾張都市計画都市高速鉄道の変更については原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 その他に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

事務局

次回の審議会の予定について申し上げたいと思いますが、今の委員の皆様の任期が平成26年の8月になっておりまして、ちょうど改選前になるか後になるか今は申し上げられませんが、例年通り生産緑地の議題につきましても審議を予定しております。改選の時期の前になるか後になるかにつきましても、改めて調整を図った上で日程を決めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。皆さん進行にご協力いただきましてありがとうございました。

これで平成 25 年度第 2 回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。